

主な年金制度改正の施行スケジュール(平成26～28年度)

26年度				27年度			28年度			
(H26.4)	(H26.10)	(H27.1)	(H27.3)	(H27.4)	(H27.10)	(H28.1)	(公布の日から2年以内)	(H28.7)	(H28.10)	(H29.1)
○国年保険料免除に係る遡及期間の見直し(2年遡及)〔機能強化法〕 ○遺族基礎年金の父子家庭への支給〔機能強化法〕 ○産休期間中の保険料免除〔機能強化法〕	●年金個人情報情報の目的外利用・提供の明確化〔事業運営改善法案〕	●年金個人情報確認訂正分科会(仮称)の新設〔事業運営改善法案〕 ●滞納保険料等の延滞金利率軽減〔事業運営改善法案〕	●年金記録の訂正請求の受付(機構窓口)・調査開始〔事業運営改善法案〕	●年金記録の訂正決定の実施〔事業運営改善法案〕 ●地方審議会(仮称)の新設〔事業運営改善法案〕	○マイナンバーの付番・通知〔マイナンバー法〕 ○低所得高齢者・障害者等の基礎年金受給者に対する福祉的給付〔年金生活者支援法※1〕 ●新たな国年保険料後納制度(過去5年)〔事業運営改善法案※2〕 ○受給資格期間の短縮(25年↓10年)〔機能強化法※1〕 ○共済の厚生年金への統一〔一元化法〕	○マイナンバーの利用開始〔マイナンバー法〕	●付加保険料の納付等の特例〔事業運営改善法案〕 ●事務処理誤りによる特例保険料の納付〔事業運営改善法案〕	●納付猶予制度の対象者拡大(30未満↓50未満)〔事業運営改善法案〕	○短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大〔機能強化法〕	○情報提供ネットワークシステム、マイポータルの運用開始〔マイナンバー法〕

注 事業運営改善法案は、第186回通常国会に提出中

※1 社会保障・税一体改革法の施行と併せて施行

※2 平成30年9月までの時限措置